

## 検体検査実施料に係るお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび令和8年4月30日付け厚生労働省保険局医療課長通知「保医発 0430 第4号」にて、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和6年3月5日保医発 0305 第4号）が改正され、令和8年5月1日より適用されることとなりました。

取り急ぎご案内いたしますので、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。

敬具

( 記 )

### ■ 新規収載項目

点数区分	検査項目名	実施料	判断料	備考
D004-2 悪性腫瘍組織検査				
	固形癌(肺癌を除く。)における ALK 融合遺伝子検査	2500	遺伝子・染色体 100	※1
	卵巣明細胞癌における PIK3CA 遺伝子検査 (リアルタイム PCR 法)	5000	遺伝子・染色体 100	※2

下線部が追加されました。

※1. (2) 「1」の「イ」の「(1)」医薬品の適応判定の補助等に用いるものとは、次に掲げる遺伝子検査のことをいい、使用目的又は効果として、医薬品の適応を判定するための補助等に用いるものとして薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品又は医療機器を用いて、リアルタイムPCR法、PCR-rSSO法、マルチプレックスPCRフラグメント解析法又は次世代シーケンシングにより行う場合に算定できる。

ア～カ (略)

キ 固形癌(肺癌を除く。)におけるALK融合遺伝子検査

(3) (略)

※2. (4) 「1」の「ロ」処理が複雑なものとは、次に掲げる遺伝子検査のことをいい、使用目的又は効果として、医薬品の適応を判定するための補助等に用いるものとして薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品又は医療機器を用いて、次世代シーケンシング等により行う場合に算定できる。

ア～ケ (略)

コ 卵巣明細胞癌におけるPIK3CA遺伝子検査(リアルタイムPCR法)

(5)～(17) (略)

■ 算定方法の一部改正項目

点数区分	検査項目名	実施料	判断料	備考
D006-19 がんゲノムプロファイリング検査				
	がんゲノムプロファイリング検査	44000	遺伝子・染色体 100	※3
D014 自己抗体検査				
47	抗アクアポリン4抗体	1000	免疫 144	※4

下線部が追加されました。

※3. (6) 「注2」に係る規定は、固形腫瘍の腫瘍細胞又は血液を検体とし、100以上のがん関連遺伝子の変異等を検出するがんゲノムプロファイリング検査に用いる医療機器等として薬事承認又は認証を得ている次世代シーケンシングを用いて、次に掲げる抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的とした検査を実施した際に併せて取得している包括的なゲノムプロファイルの結果を、標準治療後(終了が見込まれる場合も含む。)にエキスパートパネルで検討を行った上で、治療方針等について文書を用いて患者に説明することにより、「B011-5」に掲げるがんゲノムプロファイリング評価提供料を算定する場合に適用する。なお、この場合には(2)から(5)までを満たすこと。この際、診療報酬明細書の摘要欄に、包括的なゲノムプロファイルの結果を併せて取得した検査の実施日を記載すること。

ア～コ (略)

サ 固形癌(肺癌を除く。)におけるALK融合遺伝子検査

(7) (略)

※4. (26) 「47」の抗アクアポリン4抗体は、ELISA法又はCLEIA法により視神経脊髄炎の診断(治療効果判定を除く。)を目的として測定した場合に算定できる。なお、当該検査の結果は陰性であったが、臨床症状・検査所見等の変化を踏まえ、視神経脊髄炎が強く疑われる患者に対して、疾患の診断を行う必要があり、当該検査を再度実施した場合においても算定できる。ただし、この場合、前回の検査実施日及び検査を再度実施する医学的な必要性について診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

(27)～(32) (略)

以上